長崎県警察本部訓令第23号

長崎県警察における警察情報システムの整備及び管理に関する訓令を次のように定める。

令和５年10月12日

長崎県警察本部長　中山　仁

長崎県警察における警察情報システムの整備及び管理に関する訓令

（目的）

第１条　この訓令は、警察情報システム（長崎県警察が整備する情報システムであって警察庁が整備する情報システムと接続されているものをいう。以下同じ。）の整備及び管理に関する基本的事項を定め、もって警察情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、県民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

（基本理念）

第２条　警察情報システムの整備及び管理は、関係部門相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ、行われるものとする。

２　警察情報システムの整備及び管理に当たっては、特にデータを最大限に活用していくための環境整備の重要性に鑑み、警察情報システムの利用に係る業務のプロセスについて全体的な見直しが実施されるとともに、警察情報システムの共通化及び集約化を図ることにより、組織全体の警察情報システムの有効性の向上並びに重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進が図られなければならない。

３　警察情報システムの利用に係る業務の適性かつ円滑な実施に当たっては、警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、警察情報システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報が適切に管理されるとともに、その機能を維持し、警察情報システムの安全性が確保されなければならない。

（情報管理業務監査）

第３条　情報管理業務監査については、警察情報システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、必要に応じ実施するものとする。

（補則）

第４条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規則は、令和５年10月20日から施行する。

２　長崎県警察情報管理システム運営委員会に関する訓令（平成13年長崎県警察本部訓令第35号）は、廃止する。